

名古屋市告示第484号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 7年 9月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大清水学術・研究開発拠点地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市緑区鳴海町字大清水及び字諸ノ木の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課